

平成 20 年 6 月 20 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備を行います。
概要は次のとおりです。

「有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 20
年 7 月 10 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほ
か、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 20 年 7 月 10 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 20 年 7 月 10 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について

平成20年6月20日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none">・本所は、BCPフォーラム「取引所取引専門部会」報告書（平成18年9月公表）における、「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合の対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を喪失し、その復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことができるよう、関係諸規則について所要の整備を行います。	
II. 概要 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備	<ul style="list-style-type: none">・有事等の際に、万一、取消記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とし、本所上場有価証券に係る約定取消しルールを整備します。	
III. 実施時期	<ul style="list-style-type: none">・本年8月頃を目途に実施します。	

以 上